

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業及びあおもり移住支援事業実施要領（地方就職学生支援事業）に関する報告及び立入調査について、青森県及び五所川原市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業地方就職学生支援金交付要綱及びあおもり移住支援事業実施要領に基づき、地方就職学生支援金の全額を返還します。
 - (1) 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 在学中に交通費を申請する場合は、申請から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 在学中に交通費を申請する場合は、申請から1年以内に五所川原市に転入しなかった場合：全額
 - (4) 就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から1年以内に五所川原市から転出した場合：全額
- 3 五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業移住支援金の支給を受けた後に実施される五所川原市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
- 4 五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業移住支援金の支給を受けた後に実施される居住地の確認について、五所川原市が住民基本台帳の情報を確認することに同意します。

五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業及び
青森県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び五所川原市は、五所川原市U I J ターン起業・就業創出事業及びあおもり移住支援事業実施要領（地方就職学生支援事業）の実施に際して得た個人情報について、青森県及び五所川原市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び五所川原市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。